

カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業実施要綱

(制定) 令和3年3月31日付2環地次第669号

(改正) 令和4年4月12日付4環地次第18号

(改正) 令和5年3月22日付4産労産新第355号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都民の多様な車両利用ニーズに対応可能なゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及を促進するために行う「カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

本事業は、ZEVを導入し、カーシェアリング事業やレンタカー事業等を行う者に対し、当該ZEVの車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車
- 4 ZEV 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- 5 ハイブリッド自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いる検査済自動車であって、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車でありかつ自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年1月30日国土交通省告示第61号）で定める令和2年度燃費基準20%向上達成レベル以上の低燃費性能を持つ自動車
- 6 乗用車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の三第十二号の用途において乗用自動車等と分類されている自動車
- 7 非ガソリン乗用車 ZEV及びハイブリッド自動車の乗用車
- 8 給電機能 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づく外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能
- 9 社用車 事業者若しくは地方公共団体等が、業務に使用するために購入又はリースして管理する車両
- 10 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東

京都内の市町村及び特別区

- 11 カーシェアリング事業 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 12 レンタカー事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて行う自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 13 リース契約 ZEV の貸主が、当該 ZEV の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該 ZEV を使用収益する権利を与え、借主は、当該 ZEV の使用料を貸主に支払う契約
- 14 リース事業者 リース契約に基づき、ZEV を借主に貸し渡すことを業とする者
- 15 車両製造事業者等 「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等の判断の基準等(平成 25 年 3 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第二号)」に基づく製造又は輸入の事業を行う者であること。なお、輸入自動車特別取扱制度に基づく登録車両の輸入の事業を行う者を含む。

第 4 本事業の内容

1 ZEV の購入に係る経費の助成

本事業は、次のとおり ZEV の購入に要する経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のアからウのいずれかに該当し、本助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）を購入した者とする。

ア 東京都内に事務所又は事業所を有し、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者（個人を除く。）

イ 東京都内に事務所又は事業所を有し、次のいずれかを満たす事業に用いるア以外の者（個人を除く。）

（ア）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く）。

（イ）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。

ウ リース事業者であって、ア又はイに該当する者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した者（個人を除く。）

(2) 助成対象車両の要件

助成対象車両は、次の要件を全て満たすものとする。

ア ZEV であること。

イ (1)ア又はイの事業に用する車両であること。

ウ (1)アの事業に用する車両においては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 2 月 21 日までの間に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。(1)イの事業に用する車両においては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 2 月 21 日までの間に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。

エ 初度登録又は初度検査された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交

付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

オ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。

カ (1)イの事業に用する車両の場合、2台以上導入すること。

(3) 助成対象経費

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象車両本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(4) 助成金額

本助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

ア 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初度登録又は初度検査された車両

(ア) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

助成対象経費の額。ただし、60万円を上限とする。

(イ) 燃料電池自動車

助成対象経費の額。ただし、200万円を上限とする。

イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初度登録又は初度検査された車両

(ア) 基本助成額

助成対象経費の額。ただし、別表に定める助成金額を上限とする。

(イ) ZEV普及特別支援制度による助成額

(ア)の規定にかかわらず、aを満たし、かつ、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績がbの項目を達成する者が製造又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、bの項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

a ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間20台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等

b ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

(a) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下、「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

(b) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下、「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

(c) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

(d) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

(ウ) 高額車両における助成額

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定する定価(最新のメーカー希望小売価格(税抜))が840万円以上の車両については、(ア)から(イ)に基づき算定した助成額に価格係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

2 助成対象者による報告等

(1) 助成対象者による報告

助成対象者は、助成対象車両の運用実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

なお、助成対象者がリース事業者の場合にあっては、助成対象車両のリース契約における借主が都に当該報告を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、助成対象者に対し、(1)の実績に基づき、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 2による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則(令和3年3月31日付2環地次第669号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月12日付4環地次第18号)

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則（令和5年3月22日付4産労産新第355号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4 1(4)関係)基本助成額

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	75万円	65万円
燃料電池自動車	200万円	190万円